

プロポーザル説明書

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課

1 業務概要

(1) 業務名

十勝アクティブシニア移住交流促進事業モニターツアー委託業務

(2) 業務の目的

平成28年度に実施した「アクティブシニアへの学びのニーズ及びメニューについての調査」から、「大都市圏のアクティブシニアは『学びのメニュー』への参加意向が高い」という結果が出たほか、「提供されているメニューがアクティブシニアの需要や要望を満たしていない可能性がある」、「特徴的なメニューが、他の地域で同じように提供されている可能性がある」などの課題も明らかになった。

そのため、「写真（自然の宝庫である十勝で、身近な生き物や風景の魅力的な一瞬を撮ろう）」をテーマに、食や自然といった十勝の魅力を生かした学び・体験・交流などの新規メニューを開発するほか、既存メニューも含めて実際に体験してもらいフィードバックを得ることで、アクティブシニアの高い知的好奇心を満たすような学びのメニューの拡充を図り、十勝地域への関心を高め、移住促進につなげていくことを目的とする。

(3) 契約期間

契約の日から平成31年1月18日（金）まで

2 業務の詳細な説明

別添「委託業務企画提案指示書」（別添1）のとおり

3 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人等の場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第1種又は第2種に登録されている旅行者であること。コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが同第3条の規定に基づく第1種又は第2種に登録されている旅行者であること。
- (3) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ 原則として、過去5年の業務実績において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約し、確実に履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが有すること。また、実績がない場合でも事業を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのある者を含む。

コ コンソーシアムの構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

4 審査基準

(1) 業務遂行能力全般

ア 本委託業務を遂行する上で、専門的な知識・ノウハウを有しているか。

イ 業務の企画・実施に当たり、効果的で適切なスケジュールを組んで、必要な業務処理体制を構築しているか。

(2) 企画提案内容

ア 新規メニューの開発

(ア) ターゲットのニーズを十分に把握した新しい学びのメニューの提案となっているか。

(イ) 単なる体験観光とは一線を画し、移住候補地として十勝地域への関心を高めるような内容となっているか。

イ モニターツアーの企画・実施

(ア) 今後の学びのメニュー拡充につながるフィードバックを十分に得られるような、効果的な提案がなされているとともに、以下の事項に配慮しているか。

・ 十勝ならではの「学び・体験・交流」の既存メニューが選定されているか。

・ 事業連携町（音更町、士幌町、池田町、本別町、足寄町、陸別町）での何らかの体験を行う行程となっているか。

・ 体験内容や移動時間等は、ターゲットに配慮した行程となっているか。

(イ) モニターの募集方法やモニター負担分の価格設定が適切であり、かつ募集に当たっての効果的な広告方法が提案されているか。

ウ モニタリング調査・報告

(ア) ターゲットへの的確な調査項目が設定されたモニタリング調査となっているか。

5 手続き等

プロポーザルへの参加を希望される場合は、次の手順で企画提案を行ってください。

(1) 参加表明書の提出

「参加表明書作成要領」（別添2）に基づき、参加表明書及び関係資料を提出してください。

- ア 提出書類 参加表明書（別添様式による）、関係資料
- イ 提出部数 参加表明書、関係資料とも1部
- ウ 提出期限 平成30年7月5日（木）午後5時（必着）
- エ 提出場所 8のとおり
- オ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

(2) 企画提案要請書の送付

3の参加要件を満たし、企画提案書を提出することができる事業者には、「企画提案提出要請書」を送付します。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

なお、書面は持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）により、8に記載されている提出先に提出してください。

イ 理由の説明は、説明の求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により回答します。

(4) 企画提案書の提出

道から提出要請を受けた事業者は、「企画提案書作成要領」（別添3）により、予算の範囲内かつ企画提案指示書の要件を満たし、最も事業効果が高いと考えられる企画提案書を作成し、提出してください。

- ア 提出書類 企画提案書（別添様式による）、関係資料（A4サイズの任意様式による）
- イ 提出部数 企画提案書、関係資料とも5部
※1部は提案者名を記載したもの。残り4部は提案者名を記載しないもの。
文中にも記載しないよう注意すること。
- ウ 提出期限 平成30年7月20日（金）午後5時（必着）
- エ 提出場所 8のとおり
- オ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

(5) 企画提案書に関するヒアリング

企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施します。

ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知します。企画提案書提出者が多い場合には、書類選考によりヒアリング参加者を5者に制限します。

なお、ヒアリングに参加しなかった企画提案書提出者は選考から除外します。

6 選考方法

4に記載する審査基準及び5(5)ヒアリングの結果を踏まえ、最良の提案をした者を選定します。

7 予算上限額

1,600千円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、本事業の遂行にあたっては、委託者である北海道十勝総合振興局と連携を密にして業務を進めるため、北海道十勝総合振興局における打合せを一定程度行うこととし、遠隔地の事業者においては、委託料の中に当該打合せに必要な旅費を計上すること。

8 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課(担当:片岡)

住所:〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

電話:0155-26-9014

FAX:0155-22-0185